

実質化された人・農地プラン

〔 大久保、佐田、中村、且尾、矢崎、久井田、上ノ原、上新原、下安佐津、上安佐津、広谷、仲尾、口ノ坪、塔尾、三反田、大見尾、矢津、笹ヶ平、古川、内川野、山蔵、房ヶ畑、下切、徳瀬、平ヶ倉、熊 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	佐田地区	令和3年3月22日	令和5年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	732.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	378.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	128.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	66.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	194.0 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、中山間地域であってブドウ団地の多い地域である。多くの農家経営者は高齢化が進み担い手不足や耕作放棄地、荒廃樹園地の増加が深刻であり農地維持が困難な状況となっており、管理が行き届かず有害鳥獣被害が大きな課題となっている地区である。
 水田農地や樹園地への担い手や認定農業者などに農地集積を進めるとともに、青年農業者等の新たな農地の受け手の確保が今後は必要となっている。今回、新規就農者が一名増えたが、さらに受け入れていきたい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の水田利用は、水田農用地区域において中心部である且尾集落で集落営農組織を立上げるとともに法人化を進め、他の地域に根付いた農事組合法人を活性化させる。また、拡大志向のある個人経営者(家族経営を含む)や農業生産法人等に集積化する方針である。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向</p> <p>貸付け等の意向が確認された農地は、19筆、56,481㎡となっている。これは、農地の貸付け等の意向の一部であり今後も増加傾向である。今後については、集落の集まり等の機会に定期的に、地域の方に農地の貸付意向の確認を行う。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>荒廃したブドウ園については、国営緊急農地再編整備事業によりワイン用ブドウ園や茶園に再整備することで、機構事業を活用した農業生産法人の新規参入を進める。</p> <p>水田農地は、基盤整備された農地を主に経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>荒廃した樹園地は再編整備が進められている。また、上ノ原地域や且尾集落の大規模基盤整備を進めるとともに、比較的平坦部での主要な基盤整備の完了水田農地は、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等や水路の改修等の基盤整備を検討し、必要に応じて実施していく。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <p>米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い季節路地野菜などの園芸作物の生産、特産加工に向けた多彩な野菜等の生産に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>地区山間部での対策(鉄柵等)を積極的に進めることによって、鳥獣被害への防護対策を周辺圃場全体への対策に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針</p> <p>行政により例示された災害、洪水ハザードマップをベースに、自助と公助による対策に取り組む。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	備考
認農	A	水稲	7.0 ha	水稲	8.0 ha	
到達	B	水稲	2.9 ha	水稲	5.0 ha	
認農	C	水稲	3.4 ha	水稲	10.0 ha	
認農	D	水稲、WCS	0.3 ha	水稲、WCS	5.0 ha	
認農	E	水稲	6.2 ha	水稲	8.0 ha	
認農	F	水稲、シイタケ、キンナ ン	6.4 ha	水稲、シイタケ、キンナ ン、野菜	10.0 ha	
認農	G	水稲	1.0 ha	水稲	10.0 ha	
認農	H	水稲	2.3 ha	水稲、麦、ニンニク	9.0 ha	
認農	I	水稲	2.2 ha	水稲、麦	10.0 ha	
認農	J	水稲、大豆、大麦若葉	4.5 ha	水稲、大豆、大麦若葉	10.0 ha	
認農	K	水稲、WCS	5.1 ha	水稲、WCS	10.0 ha	
認農	L	水稲	8.7 ha	水稲	10.0 ha	
認農	M	野菜	0.3 ha	野菜	1.0 ha	
認農	N	イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.5 ha	
認農	O	水稲	0.3 ha	水稲、麦、大豆、飼料米	4.0 ha	
認農	P	水稲	2.3 ha	水稲、麦	15.0 ha	
認農	Q	水稲	5.2 ha	水稲	9.0 ha	
認農	R	水稲、ブドウ	1.3 ha	水稲、ブドウ	2.0 ha	
認農	S	水稲	5.8 ha	水稲	15.0 ha	
認農	T	水稲	10.8 ha	水稲、飼料米	14.0 ha	
認農	U	水稲、シイタケ	8.8 ha	水稲、シイタケ	14.0 ha	
到達	V	WCS、肥育牛	6.6 ha	WCS、肥育牛	15.0 ha	
到達	W	水稲	2.9 ha	水稲	4.0 ha	
認農	X	ブドウ、野菜	0.6 ha	ブドウ、野菜	1.0 ha	
到達	Y	水稲	2.4 ha	水稲	4.0 ha	
到達	Z	水稲	2.5 ha	水稲	4.0 ha	
認農	AA	ブドウ	0.5 ha	ブドウ	0.5 ha	
認農	AB	水稲	1.8 ha	水稲、野菜	5.0 ha	
到達	AC	水稲	1.7 ha	水稲	5.0 ha	
到達	AD	水稲、畜産	3.8 ha	水稲、畜産	10.0 ha	
認農	AE	水稲、天豆、アルストロ メリア	2.3 ha	水稲、天豆、アルストロ メリア	6.7 ha	
到達	AF	水稲	1.9 ha	水稲	3.0 ha	
到達	AG	水稲	1.1 ha	水稲	2.0 ha	
到達	AH	水稲、ブドウ、カボス	2.3 ha	水稲、ブドウ、カボス	3.5 ha	
到達	AI	水稲	0.4 ha	水稲	2.0 ha	
到達	AJ	水稲	1.4 ha	水稲	3.0 ha	
認農	AK	水稲	3.0 ha	水稲、飼料米	8.0 ha	
到達	AL	水稲	1.8 ha	水稲	2.0 ha	
到達	AM	水稲	5.3 ha	水稲	10.0 ha	
到達	AN	水稲	1.2 ha	水稲	2.0 ha	
認農	AO	シイタケ	20万 駒	シイタケ	25万 駒	
認農	AP	ブドウ	1.7 ha	ブドウ	2.0 ha	
	AQ		0.0 ha	ブドウ	1.1 ha	
	AR	水稲、野菜	1.7 ha	水稲、アスパラ、野菜	6.0 ha	
認農法	AS	水稲、麦、花き、ジャガイモ	3.5 ha	水稲、麦、花き、ジャガイモ、飼料、ニンフ	10.0 ha	
認農法	AT	茶	5.1 ha	茶	15.0 ha	
認農法	AU	WCS、ゆず	7.7 ha	WCS、ゆず	10.0 ha	
認農法	AV	ブドウ	8.4 ha	ブドウ	15.0 ha	
認農法	AW	野菜	6.8 ha	野菜	13.0 ha	
認農法	AX	水稲、大豆	7.9 ha	水稲、大豆	12.0 ha	
認農法	AY	水稲、麦、WCS、野菜、 ホオズキ	12.5 ha	水稲、麦、WCS、ホオ ズキ、野菜	20.0 ha	
認農法	AZ	ブドウ	0.2 ha	ブドウ	1.0 ha	
	BA	水稲、WCS、飼料米、大豆	0.3 ha	水稲、WCS、飼料米、大豆	3.0 ha	
			ha		ha	
計	53 人		184.3 ha		378.3 ha	194.0 ha